

屋外広告物許可申請における押印の省略について

屋外広告物許可申請書【様式第1号(第3条関係)】

- 申請者、屋外広告業者、管理者の押印は不要です。
- 土地又は物件所有者の押印は屋外広告物の設置を承諾していることを示す『賃貸借契約書等の写し』などを添付することで省略が可能です。
- 代理人が手続きする場合
 - ・『申請手続きを代行する旨の契約書等の写し』を添付してください。
 - ・契約書等がない場合は委任状が必要です。委任状の押印は省略できません。法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印を押印してください。
 - ・提出の際は、コピーやスキャンデータで構いません。

屋外広告物自己点検結果報告書【様式第1号の2(第3条関係)】

- 報告者（管理者）の押印は不要です。
- 点検者の押印は下記書類を添付することにより、省略が可能です。
 - 有資格者 ⇒ 資格者証の写し
 - 有資格者以外 ⇒ 顔写真付きの本人確認書類の写し（運転免許証等）